

2007(平成19)年12月4日  
放送と人権等権利に関する委員会決定第35号

## 権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]

申立人 A  
被申立人 読賣テレビ放送株式会社

### ・申立てに至る経緯

対象となった放送番組

読賣テレビ 報道番組「ウェークアップ!ぷらす」

放送時間

次の 及び の日における午前8時から午前9時25分内

2007年5月26日

2007年6月 2日

読賣テレビの制作による日本テレビ系列全国ネット放送

本件放送は、旧年金福祉事業団が設置した大規模年金保養施設「グリーンピア南紀」の払い下げを受けた和歌山県那智勝浦町と、その跡地の再開発事業を請け負ったBという会社の契約を巡る不明瞭且つ不透明な経緯を指摘し、問題提起する内容となっている。

被申立人読賣テレビは、毎週土曜日の「ウェークアップ!ぷらす」で、4月21日、5月26日、6月2日の3回にわたり、このグリーンピア南紀再生事業に関する追跡報道を行った。

Bのオーナーである申立人A氏は、これら番組のうち、上記の、についてプライバシーの侵害、名誉毀損があったと訴え、被申立人に謝罪・訂正を求め、話し合ったが決着がつかず、BRCに対し権利侵害を申し立てた。

## ．申立人の申立ての要旨

申立人は、本件放送にはプライバシーの侵害及び名誉毀損による権利侵害があると主張する。申立ての要旨は、次のとおりである。

### 1．プライバシーの侵害

被申立人の取材活動及び2007年5月26日の放送において「グリーンピア南紀の“怪” 食い潰された年金資金」のテロップの画面及び「香港Bとはどんな会社なのか、そしてオーナーとされるA氏とはどんな人物なのか」というコメントとともに、自宅の全景及び部屋の中の人の姿などの映像が放映されてプライバシーを侵害された。

### 2．名誉毀損

申立人がオーナーを務めるBグループは、那智勝浦町とグリーンピア南紀の跡地の一部施設と土地に関して「土地・建物等賃貸借契約」を締結し、同エリアの再生計画をスタートさせているが、2007年6月2日の放送においては、キャスターが「このままずるずる何も建てないで、10年過ぎると所有権が移転して、転売禁止の事項が外れますから、(Bが) 好きに売れる」との断定的な発言があり、また、Bが「それを狙っている」というゲストのコメントがなされた。このキャスターの発言とゲストのコメントは、視聴者をして、「中国系企業が10年間何も建てずに所有権だけに移転させ、高値で転売しようとしている」という印象を与え著しく誤解を招くものである。

これによって、申立人が戦略的であるかのような誤解を招き、社会的評価を低下させるものであって、名誉を毀損する。

### 3．放送局への要求

番組内での謝罪と訂正

公開を前提とした謝罪文の交付

讀賣テレビのホームページでの訂正コメント

## ．被申立人の答弁の要旨

### 1．プライバシーの侵害

公共、公益を義務付けられているグリーンピア南紀の再生事業を委託されている企業の実態がどのようなものか取材することには正当性がある。インタビュー取材を申し入れたが断られた。香港Bがペーパーカンパニーであることが確認された

以上、Bの日本法人が実在するかどうかを確認する必要があり、B日本法人の所在地にあった建物を取材したが、会社と自宅を兼ねた建物とは知らなかった。放送では自宅を兼ねたものであったことには触れていない。

## 2．名誉毀損

申立人が訴えたキャスターの発言は、「(10年後には)好きに売れる状況になるという契約」と言っており契約内容の事実を指摘したものである。またゲストのコメントも議論の流れから意見を述べたにとどまる。Bの名誉を傷つけたり、社会的評価を貶めるものではない。

契約には「事業計画の誠実な履行を那智勝浦町が認めた場合に譲渡するとの条件」がついているので、単に10年経てば所有権が移転するものでないと申立人は主張しているが、「認め」という極めて曖昧な表現であり、キャスターが契約書から読み取れる一つのケースとして提示したことは、「事実と異なる」ものではない。

本件放送の内容には、公共性・公益性・真実性の3要件がそろっており、名誉毀損には当たらない。

## 3．放送局への要求

本件放送は、「プライバシーの侵害」、「名誉毀損」などには一切当たらず、申立人の放送局への要求については一切応じられない。

### ．委員会の判断

#### 1．本件申立てに対する審理の経過について

(1) 本件申立ては、本件放送が、被申立人の取材活動及び2007年5月26日の放送におけるグリーンピア南紀についてのテロップ画面とコメント、並びに自宅の全景及び部屋の中の人々の姿などの映像によって、申立人のプライバシーを侵害されたと主張するものである。また、2007年6月2日の放送において、申立人がオーナーを務めるBグループと那智勝浦町との間のグリーンピア南紀の跡地を対象とする「土地・建物等賃貸借契約書」についてのキャスターの断定的な発言とゲストのコメントが、申立人の社会的評価を低下させたとして、名誉毀損を主張するものである。

(2) 当委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書及び反論書に対する再答弁書を検討し、並びに双方から提出された検討資料及び被申立人から提出された の 及び の本件放送の録画を視聴し、また、申立人及び被申立人からの意見を聴取した。

## 2. プライバシー侵害が成立するか否かについて

(1) 個人に関する情報について、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、これらの情報は、プライバシーに係る情報として法的な保護の対象となる（最高裁平成15年9月12日判決民集57巻8号973頁参照）。肖像権に関しても、人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和44年12月24日判決刑集23巻12号1625頁、最高裁平成17年11月10日判決民集59巻9号2428頁）。当委員会決定においても、これに関連して、肖像権について、「何人もその承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり、撮影された肖像写真を公表されない権利」であり、専ら自然人の権利として保護の対象となることを明らかにしている（BRC「福井・産廃業者行政処分報道」(2002年12月10日決定)）。

もっとも、事務所等の撮影は肖像権とはかかわりないものとされ、事務所等の撮影が無断で行われたとしても、放送された映像によって何らかの権利侵害が生じるなど、特段の事情が存在しない限り非難に値するとは考えられない（同決定）。また、肖像権の侵害となる行為があった場合でも、報道・取材の自由が民主主義社会において国民の知る権利に奉仕するという重要な意義を有することから、当該取材・報道が公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的でなされたものであり、かつ、当該取材・報道の手段・方法が目的に照らして相当性をもつ場合には、肖像権の侵害の違法性はないと判断されている（BRC「警察官ストーカー被害者報道」(2004年12月10日決定)）。

表現の自由とプライバシーの権利侵害との調整にあたっては、報道・取材の自由が民主主義社会において国民の知る権利に奉仕するという意義をあわせ考えることにより、同様の法理により、当該取材・報道が、公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的でなされたものであり、または社会の正当な関心事であり、かつ、当該取材・報道の手段・方法が目的に照らして相当性をもつ場合には、プライバシー侵害の違法性はないと判断されるべきであろう。

(2) 2007年5月26日の放送においては、「オーナーとされるA氏とはどんな人物なのか」というコメントとともに、申立人が主張する自宅の全景及び部屋の中の人物の一部の映像が放映されている。

一般に、人は自宅や部屋の中の姿などについて、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、これらの映像は、プライバシーに係るものとして法的保護の対象となる。

しかしながら、上記5月26日の放送においては、「グリーンピア南紀の“怪” 食い潰された年金資金」のスーパーの画面と共に、グリーンピア南紀が年金資金

を用いて総工費 122 億円で建設され、国によって運営されていたが、利用者が減少し経営破たんし、4 年前に閉鎖され、施設が放置されていたこと、及び、その後、申立人がオーナーを務める B グループの「香港 B」が那智勝浦町とグリーンピア南紀の跡地の一部施設と土地に関して 10 年間のリース契約を締結したこと、この契約によれば、B が 50 億円を投資し、2006 年 4 月にリニューアルオープンさせる約束であったが、1 年以上も先延ばしされたままであること等のナレーションがあり、このため、那智勝浦町議会において、この計画を推進してきた那智勝浦町の町長を非難する議員の発言などが紹介されている。また、この放送の後半には、10 年間のリース契約については、公募や入札がなされず、かつ 10 年後にはリース料の 1 億 6000 万円をもってリースの対象物件である本件土地建物が「香港 B」に譲渡される契約であることが紹介されている。

この放送の冒頭のナレーションを受けて、「香港 B とは、いったい、どんな企業なのか」というコメントと共に、6 階建のビルの全景、ビル屋上に設置された「B」の看板、さらに同ビルの 4 階の窓越しでビル室内にいる人物の一部が放映されている。

申立人主張のプライバシーが侵害されたかを判断するに、5 月 26 日の放送は、上記ナレーションによれば、グリーンピア南紀の経営破たんによって年金資金が食い潰されたことをふまえて国から土地と建物の払下げを受けた那智勝浦町が B グループにグリーンピア南紀の本件土地建物を賃貸借したことを取材・報道したものである。このことは、公共の利害に関する事実に係わるものであり、また、その取材・報道は、もっぱら公益を図る目的でなされたものであるということが出来る。また、この放送は、「香港 B とは、いったい、どんな企業なのか」とのナレーションに続き、さらに、賃貸借契約の相手方となる香港 B が中国・海南島の住所地には存在しない、いわゆるペーパーカンパニーであることを紹介している。それゆえ、なお一層、B グループとそのオーナーである申立人に関する放送は、社会の正当な関心事でもある。

さらに、前記 6 階建のビルの全景は、「B の日本法人 東京都内」のスーパーと共に B グループの日本国内の会社の所在地のビルとして紹介され、それゆえビル屋上に設置された「B」の看板が放映されているのであって、申立人の私邸としては紹介されていない。また、同ビル 4 階の窓越しでビル内にいる人物についても、その肖像は撮影されておらず、下肢部分だけが映され、同ビル内に人が存在していることを示すにとどまっているのであって、その取材・報道の手段・方法は、B グループの日本国内での活動状況を取材・放送したものであるから、その目的に照らしても相当である。

この点について、申立人は、5 月 17 日に上記ビルが申立人の自宅であること

を説明したうえで被申立人の取材活動のいきすぎを警告したにもかかわらず、5月26日の放送がなされ、このことによって、家人が隣人からいやみな言葉をかけられたりして、申立人を含めて苦痛を伴う生活を強いられている旨主張している。

しかし、このような公共の利害に関する事実に係る取材・報道の対象となる申立人本人は、少なくともグリーンピア南紀に関連する取材・報道については、その社会的地位からその存在は私的なものではなく、国民の知る権利の対象となった、いわば公的存在であるというべきであり、保護されるべきプライバシーは制約される。

また、申立人の妻がBの日本法人である株式会社Bの取締役であることをあわせ考えると、ビル内の人物が申立人の家人であるとしても、放映された人物が被申立人の取材活動に全く関係のない第三者とはいえない。また、上記ビルは、ビル内に人が存在しているとしても、この放送を視聴する一般人の立場からは自宅とは解されない。

上記ビルの1階のドアホンは、同ビル内におけるBの日本法人と申立人の自宅との双方につながっており、第三者が同日本法人に連絡しようとしても、申立人の自宅に連絡がつながるなど、Bの日本法人と申立人の自宅とは、緊密な関係にあることが推認できる。そして、それ以上に申立人の家族の保護されるべきプライバシーが侵害されたとは解せられない。

また、5月26日の放送を契機に申立人の家人が隣人からいやみな言葉をかけられたとしても、放送には公共性、公益性及び手段・方法の相当性があり、直ちに社会生活上受忍の限度を超えて、プライバシーが侵害されたということはない。

### 3. 名誉毀損が成立するか否かについて

- (1) 確立された判例の考え方によれば、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、その行為には違法性がなく、仮に証明がないときにも、行為者において事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意または過失は否定される。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合に、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その

行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に証明がないときにも、行為者において事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意または過失は否定される（最高裁平成16年7月15日判決民集58巻5号1615頁、BRC「広島ドッグパーク関連報道」2007年8月3日決定）。

(2) これを本件についてみるに、前記2、(2)のとおり、一連の本件放送は、グリーンピア南紀の経営破たんによって年金資金が食い潰されたことをふまえて、国から土地と建物の払下げを受けた那智勝浦町がBグループにグリーンピア南紀の土地建物を賃貸したことを取材・報道したものであって、このことは、公共の利害に関する事実に係るものであり、またその取材・報道は、もっぱら公益を図る目的でなされたものであるということが出来る。特に、地方公共団体の契約締結行為は一般競争入札を原則としなければならないところ、Bグループの一員であるBリミテッド(B LTD)と那智勝浦町の前記「土地・建物等賃貸借契約」は、その例外としての随意契約として締結されたものであって、随意契約の締結過程の透明性を高めるためにも、取材・報道の公共性、公益性は極めて高い。さらに、同「土地・建物等賃貸借契約」によれば、同契約書20条1項において、「本件契約が、契約期間満了により終了した場合、乙(Bリミテッド(B LTD))において、本件物件を買い受ける意志があれば、契約期間満了3ヶ月前までに、甲(那智勝浦町)に対し、その旨を書面で申し立てる」とされ、同2項においては、「前項に規定する申し立てがあった場合、甲は、乙が本件契約を誠実に履行していると認め、別表2記載の賃料の最終支払を確認ののち、本件物件を譲渡するものとし、直ちに所有権移転を行う。この場合、甲は、乙がこれまで支払った賃料総額をもって譲渡のための代金とする」旨、規定されている。この場合に、乙(Bリミテッド)において、買受けを書面で申し立てた場合には、甲(那智勝浦町)は、乙(Bリミテッド)が本件契約を誠実に履行していると認め、賃料の最終支払を確認ののち、本件物件(グリーンピア南紀の土地建物)を譲渡することが義務付けられているとも解釈することができるのであって、その解釈によれば、甲(那智勝浦町)において、本件物件を競争入札することなく、前記土地・建物等賃貸借契約という随意契約をもって、10年間の賃料以外の譲渡代金を支払うことなく10年後の本件物件の譲渡を合意したことになる。

同契約条項をふまえて、那智勝浦町議会は、2005年12月に、町有財産であるグリーンピア南紀の「財産処分の議決」をしている。そして、この議決案においては、所有権移転の時期は、「賃貸借契約期間終了の後」とであると明示されている。さらに、この契約についての、年金運用基金から那智勝浦町への公開質問において、那智勝浦町は、「Bに対して、10年後の資産の売却を保証することにより、より大きな投資が見込まれる」として、Bグループへの売却を保証してい

ることも認めている。

加えて、那智勝浦町のグリーンピア南紀施設利活用基本計画及びBリミテッドが立案した事業計画書に基づき本件物件を使用するものとされ（前記「土地・建物等賃貸借契約書」2条1項）、さらに、事業計画に変更が生じたときはBリミテッドは那智勝浦町に事前に書面で届けなければならないにもかかわらず、これに違反し、その結果本件契約2条1項に規定する事項の実施が不可能または著しく困難となったときは、那智勝浦町は本件契約を解除することができる（同契約13条3項）。しかるに、Bリミテッドは、既に事業計画にある2007年4月の施設リニューアルオープンを撤回したが、那智勝浦町は、6月2日の放送以前には、前記土地・建物等賃貸借契約を解除しないで、事業の継続を認めていた。このような事情を総合して判断すると、6月2日の放送の時点においては、同契約の締結から10年後には、グリーンピア南紀の土地建物はBリミテッドに譲渡される可能性が高かったことが認められる。

したがって、キャスターが、「このままずるずる何も建てないで、10年過ぎると所有権が移転して、転売禁止の事項が外れますから、（Bが）好きに売れる」との断定的な発言をしたことについては、真実であることの証明があり、また、ゲストの1人が、Bが「それを狙っている」とコメントしたことについても、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではないから、違法性はない。

#### 4. 結論

以上のとおり、5月26日の放送は、申立人のプライバシーを侵害したものではないし、6月2日の放送は、申立人の名誉を毀損したものでもない。



## ・審理経過

審理経過は、下記の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2007. 6. 29	申立人から「申立書」届く
7. 10	被申立人から「経緯と対応」「当該番組VTR」届く
7. 17	第125回BRC 審理入り決定
7. 25	申立人から「申立書」(改正)届く。被申立人に電子メールで送付
7. 26	被申立人から「答弁書」届く。申立人に送付
8. 3	申立人から「反論書」届く。被申立人に送付
8. 9	被申立人から「再答弁書」届く。申立人に送付
8. 21	第126回BRC 本格審理入り
9. 18	第127回BRC 審理
10. 16	第128回BRC ヒアリングならびに審理
11. 9	起草委員会 「決定」草案を協議
11. 20	第129回BRC 「決定」案を了承
12. 4	「委員会決定」を通知・公表

### 放送と人権等権利に関する委員会 [ B R C ]

委員 長	竹田 稔
委員長代行	堀野 紀
委員長代行	五代 利矢子
委 員	右崎 正博
委 員	崔 洋一
委 員	武田 徹
委 員	中沢 けい
委 員	三宅 弘
委 員	山田 健太

### 放送倫理・番組向上機構 [ B P O ]